

平成20年1月9日

千代田区職員労働組合
執行委員長 加藤 哲夫様

千代田区 政策経営部長
櫻井 和博

自動参集システム変更に伴う携帯メールのアドレス登録についての説明 要求書に対する回答

標記の件について、以下のように回答します。

記

- 1、個人で携帯電話を所有していない職員もある中で、緊急時や災害発生時の情報を迅速かつ的確に提供するという目的で行うのであれば、当局が全職員に連絡用のツールを貸与すべきと考えるがいかがか？

☆回答： 既に携帯電話を所有している職員向けに緊急連絡を考えている。

- 2、個人の携帯メールや電話番号については個人情報であり、提供については十分な説明を行ったうえで本人の同意を得ることが必要であり、強制できるものではないと考えるがいかがか？

☆回答： 早急な初動態勢が極めて有効であることは、過去の災害対応の例からも明らかである。如何に早く職員が災害対策に取り組むかを区民は期待していることを理解されたい。防災課に緊急連絡先を伝えることで、本人同意は形成されていると考えている。

- 3、昨今のメールや電話を悪用した事件や個人情報の流失事件が多発してい

る中で、収集した携帯メールアドレスや電話番号の管理に不安をもつ職員も多い。厳格な管理体制を行うことと職員への説明がなされるべきと考えるがいかがか？

☆回答： 防災課職員は個人情報の守秘義務を有することを自覚してこの職務にあたっている。職員からの問合せに対し、明快に説明している。

4、従来の電話継走網を廃止し、防災課からの一括送信に変更すると聞き及んでいるが、収集される発信先は携帯メール、携帯電話、自宅電話が混在すると考えられる。どのように情報発信するかについても説明がなされるべきと考えるがいかがか？

☆回答： 職場の電話連絡網等の活用は、各職場の事情で発生するものであって、防災課が行う参集システムと切り離して考えられたい。

5、携帯メールは受信者が通信料を支払うことになる。訓練等発信を行なう場合の通信料の補填があるべきと考えるがいかがか？

☆回答： 従来から行っている職員参集訓練に伴う電話継送においても、通話料は職員負担でお願いしている。これまでの経緯の延長上で訓練を行うことで理解されたい。